

# 昭和大学動物実験規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、昭和大学（以下「本学」という。）における動物実験等ならびに実験動物の飼養および保管等の実施に関し、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）、「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」（以下「殺処分指針」という。）に基づき、本学において遵守すべき事項を定めることにより、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点および動物実験等を行う教育職員・学生等の安全確保の観点から、実験動物の飼養および保管に係る管理運営体制の整備ならびに適切な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、法および飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）、代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）および使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。）の3R（Refinement、Replacement、Reduction）に基づき、適正に実施しなければならない。

2 実験動物の飼養および保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である5つの自由（飢えおよび渇きからの解放、肉体的不快感および苦痛からの解放、傷害および疾病からの解放、恐怖および精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）に配慮して実施するものとする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養もしくは保管または動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（24時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設および実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類、爬虫類または両生類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物および施設等を管理する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識および経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者または動物実験責任者の下で実験動物の飼養または保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者をいう。
- (13) 法令 法、飼養保管基準、その他動物実験等に関する法令をいう。
- (14) 指針等 基本指針および殺処分指針ならびにガイドラインをいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実験動物を科学上の利用に供する場合に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、指針等および動物実験等に関して行政機関の定める基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

## 第2章 責務および組織

(学長の責務)

第5条 学長は、本学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養および保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 施設等の整備
- (2) 動物実験計画の承認、実施状況および結果の把握
- (3) 前号の結果に基づく改善措置
- (4) 施設等の設置および廃止の承認
- (5) 動物実験等に係る安全管理
- (6) 教育訓練の実施
- (7) 自己点検・評価および情報公開等の実施
- (8) 外部の機関等による検証の実施
- (9) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置

(動物実験委員会)

第6条 学長は、動物実験計画の審査、実施状況および実施結果に関する助言、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、外部の機関等による検証の実施、その他動物実験等の適正な実施に関して報告または助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項を審査または調査し、学長に報告または助言を行う。

- (1) 動物実験計画が法令および指針等ならびに本規程との適合性に関すること
- (2) 動物実験計画の実施状況および結果に関すること
- (3) 施設等の設置および廃止ならびに実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験および実験動物の適正な取扱いならびに法令および指針等に関する教育訓練の内容または体制に関すること
- (5) 自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること

(6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要な事項に関すること

(委員会の構成)

第7条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）
- (2) 医・歯・薬・保健医療学研究科教育職員 各2名
- (3) 施設教育職員（実験動物管理者）1名
- (4) 学長が必要と認めた者若干名

2 前項第2号委員は、各研究科教授会の推薦に基づき、学長が任命する。

3 本条第1項第3号委員は、施設長の推薦に基づき、学長が任命する。

4 本条第1項第2号および第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 学長は、委員の任命にあたり、次の各号に掲げる者を含む構成としなければならない。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 2名以上
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 2名以上
- (3) その他学識経験を有する者 1名以上

(委員長等)

第8条 委員会は委員の互選により委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(担当事務)

第9条 委員会に関する事務は、統括研究推進センター事務室が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成および保存等を行わなければならない。

### 第3章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第10条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点および動物実験等を適正に実施する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の様式により、動物実験の実施計画を学長に申請しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義および必要性
- (2) できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用すること
- (3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度および再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的および微生物学的品質ならびに飼養条件等を考慮し、動物実験等に供される実験動物の数をできる限り少なくすること
- (4) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験計画を立案する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するため

の実験を打ち切るタイミング) の設定を検討すること

- 2 学長は、前項の申請を受けたときは、委員会の審査を経て、承認の可否を決定し、その結果を当該動物実験責任者へ通知する。
- 3 前項に定める動物実験計画の承認期限は、計画書申請年度の年度末までとする。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 5 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、本条第1項と同様の申請を行い、実験計画を変更することの承認を得なければならない。

(実験操作)

第11条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令および指針等に則するとともに、特に次に掲げる事項を遵守し、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにしなければならない。

- (1) 実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用すること
- (2) 適切に維持管理された施設等および設備を用いて動物実験等を実施すること
- (3) 動物実験計画書に記載された事項および次に掲げる事項を遵守すること
  - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等を用いること
  - ②実験の中断や終了の基準(人道的エンドポイントを含む)に従い、安楽死処置等の適切な処置を講ずること
  - ③実験に供する期間をできるだけ短くする等、実験の終了時期に配慮すること
  - ④保温等適切な処置を採るとともに、適切に術後管理を行うこと
  - ⑤安楽死処置は殺処分指針に基づくとともに、国際的なガイドライン等に十分考慮し適切に行うこと
- (4) 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等および本学における関連する規程等に従って行うこと
- (5) 次に掲げる動物実験等を実施する際には、施設および設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保および健康保持について特に注意を払うこと
  - ①物理的、化学的に危険な材料または病原体等を取り扱う動物実験等
  - ②人の安全および健康に影響を及ぼす可能性のある動物実験等
  - ③周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等
- (6) 麻酔等、規制対象となる薬物の使用および保管等については当該法令等に基づき適切に行うこと
- (7) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設および設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと
- (8) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること
- (9) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと

(実施結果の報告)

第12条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき、動物実験等を実施し、終了または中止した後、所定の様式により、実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無、成果、および動物実験の自己

点検結果等を学長に提出しなければならない。

2 動物実験責任者は、同一の実験計画を次年度も継続して申請する場合には、所定の様式により、実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無、進捗状況、動物実験の自己点検結果等を提出しなければならない。

3 学長は、動物実験計画の実施の結果について、委員会に報告しなければならない。

4 学長は、動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じなければならない。

#### 第4章 実験動物の飼養および保管

(マニュアルの作成と周知)

第13条 管理者および実験動物管理者は、法および飼養保管基準を踏まえた飼養保管のマニュアル（標準操作手順書）を定め、動物実験実施者および飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の導入)

第14条 管理者は、実験動物の導入に当たり、法令および指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて適切な検疫（書面検疫を含む）、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、必要に応じて実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じなければならない。

(飼養および保管の方法)

第15条 実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌および給水、必要な健康の管理ならびにその動物の種類、習性等を考慮した飼養または保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

2 実験動物管理者は、施設等の日常的な管理および保守点検ならびに定期的な巡回等により、飼養または保管をする実験動物の数および状態の確認を行わなければならない。

(健康管理)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、または実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかることを予防する等必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、または実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行わなければならない。

(実験動物の健康および安全の保持)

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康および安全の保持に努めなければならない。

(異種または複数動物の飼育)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者は、異種または複数の実験動物を同一施設内で飼養および保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した

収容を行わなければならない。

(記録管理の適正化および報告)

第19条 管理者等は、実験動物の飼養および保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行わなければならない。

2 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めなければならない。

3 管理者は、年度ごとに飼養または保管した実験動物の種類と数等および飼養保管基準の遵守状況について、「実験動物飼養保管状況の自己点検票」により学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第20条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養または保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第21条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康および安全の確保ならびに人への危害防止に努めなければならない。

## 第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第22条 飼養保管施設を設置(変更を含む)する場合は、管理者が所定の書式により、学長に申請するものとする。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会およびバイオセーフティ委員会に調査させ、両委員会の助言により、承認の可否を決定し、その結果を当該管理者へ通知する。

3 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設で実験動物の飼養もしくは保管または動物実験等を行うことはできない。

(飼養保管施設の要件)

第23条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること
- (2) 実験動物の種類や飼養または保管する数等に応じた飼育設備および飼養能力等を有すること
- (3) 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が日常的な動作を容易に行うための広さおよび空間を備えること
- (4) 床や内壁等が清掃、衛生状態の維持等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること
- (5) 実験動物が逸走しない構造および強度を有するとともに、逸走時の対応策を定めていること
- (6) 実験動物の汚物等を適切に処理でき、飼養保管施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染および悪臭、害虫等の発生防止を図れ、飼養保管施設または設備により騒音の防止を図れることにより、施設および施設周辺の生活環境の保全ができること
- (7) 実験動物管理者が置かれていること
- (8) 病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験を行う施設の要件については別に定める。

(実験室の設置)

第24条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む)する場合、管理者が所定の書式により、学長に申請するものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会およびバイオセーフティ委員会に調査させ、両委員会の助言により、申請を承認し、承認の可否を決定し、その結果を当該管理者へ通知する。
- 3 学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室で実験動物への実験操作(24時間以内の一時的保管を含む)を行うことはできない。

(実験室の要件)

第25条 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造および強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること
- (4) 病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験を行う実験室の要件については別に定める。

(施設等の維持管理および改善)

第26条 管理者は、実験動物の適正な管理、動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理および改善に努めなければならない。

- 2 管理者は、その管理する施設等について、飼養または保管する実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切に整備を行わなければならない。
- 3 管理者および実験動物管理者は、実験実施者および飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造および飼養または保管の方法を確保しなければならない。

(施設等の廃止)

第27条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の書式により、学長へ届け出なければならない。

- 2 学長は、廃止届が提出された施設等を委員会およびバイオセーフティ委員会に調査させ、その報告により廃止を承認しなければならない。
- 3 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養または保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

## 第6章 安全管理

(危害等の防止)

第28条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかることおよび実験動物による咬傷等に対して、予防および必要な健康管理を行い、発生時には適切な措置を講じなければならない。
- 4 実験動物管理者、実験実施者および飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情

報の提供等を行うよう努めなければならない。

- 5 実験動物管理者、実験実施者および飼養者は、相互の情報提供により、必要な指導および報告を行わなければならない。
- 6 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養または保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 7 管理者等は、実験動物の飼養および保管ならびに動物実験等に関係のない者が実験動物等に接することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第29条 管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関してあらかじめ「緊急時の対応マニュアル」を作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、速やかに、実験動物の保護および実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第30条 実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得および情報の収集に努めなければならない。また、管理者、実験動物管理者および実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

## 第7章 教育訓練

第31条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者に対し、動物実験等の実施ならびに実験動物の飼養および保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受講させなければならない。

- (1) 法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養または保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師および受講者名の記録を保存しなければならない。

- 3 学長は、実験動物管理者、実験実施者および飼養者の別に応じて必要な教育訓練が実施できるよう、必要な措置を講じなければならない。

## 第8章 自己点検・評価、検証

第32条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するために、基本指針への適合性ならびに飼養保管基準の遵守状況について、委員会に毎年、自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

- 3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者および飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の機関等による検証を実施するものとする。

## 第9章 情報公開

第33条 学長は、本学における、動物実験等に関する次に掲げる情報を、インターネットの利用等、適切な方法により毎年1回程度公表するものとする。

- (1) 基本指針で例示する、本規程、動物実験等に関する点検・評価、外部の機関等による検証の結果、実験動物の飼養および保管の状況等
- (2) 国立大学法人動物実験施設協議会ならびに公私立大学実験動物施設協議会が要請する情報公開項目
- (3) 飼養保管基準等の遵守状況の点検結果

## 第10章 補則

(準用)

第34条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(準拠)

第35条 本学における動物実験等の適正な実施ならびに実験動物の適正な飼養および保管に関する具体的な方法は、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」に準拠するものとする。その具体的事項は、昭和大学動物実験実施指針に示す。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

## 第11章 罰則

第37条 学長は、本規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。

- 2 罰則の適用に関して、学長は委員会の助言を求めることができる。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2. この規程の制定に伴い、平成28年3月31日をもって「昭和大学動物実験規程」(平成24年4月1日施行)は、廃止する。
3. この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。
4. この規程の改廃は、委員会および共同研究施設会議の審議を経て、学部長会の承認を要するものとする。